

広島県告示第四百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和四年六月二十日

広島県知事 湯崎英彦

氏名	施設		所在地	業務の種類	指定年月日
	名称	術			
吉原 啓範	レイス治療院福山西		福山市瀬戸町長和一五 三六番地四	あん摩マツ サージ指圧	令和四年四月 二〇日
吉原 啓範	レイス治療院福山西		福山市瀬戸町長和一五 三六番地四	はり・きゅう	令和四年四月 二〇日
進藤 寛太	アイハンド訪問はり きゅう治療院		東広島市西条町御菌宇 三五〇九長者一ーマン ション二〇三号	はり・きゅう	令和四年四月 二〇日
西尾 謙一	安芸整骨院		安芸郡海田町曙町一〇 番地一四	柔道整復	令和四年四月 二二日